



住民記録システムに係る事務処理誤りについて

5月24日（水）に受理した死亡届の住基喪失手続において、死亡者を喪失すべきところ誤って死亡者の配偶者を喪失させる事案が判明しましたので、資料提供します。

1 概要

窓口で受理した死亡届は、戸籍担当者が戸籍システムに入力し、一方で別の職員が住民異動届を作成し、住民記録システムへの入力を行っていますが、住民異動届を作成する職員が死亡者を錯誤し、死亡者本人を喪失すべきところ誤って死亡者の配偶者を喪失させたものです。

住民記録システムについては、職権による訂正処理を完了し、その他、情報連携している健康保険・介護保険等の情報は、訂正後の正しいデータが上書きされるため影響がないことを確認済みです。

なお、既存のマイナンバーカードについては、この度の事務処理誤りで失効し、再発行が必要な状況となっています。

また、年金情報への影響については、現在、呉年金事務所へ確認中です。

2 原因

事務処理の流れとしては、死亡届が提出され、戸籍システムへ入力後、別の職員が住民異動届へ情報を転記し、この住民異動届を基に住民記録システムへ入力を行っています。本件では、住民記録システムに入力する職員が住民異動届に誤って転記した上、入力内容を審査する職員による住民異動届と死亡届の照合の確認時も誤記入に気づかず、その後の住民記録システムの確定を行った。以上、職員の確認不足によるものです。

3 対応状況

親族に経緯等を説明・謝罪しました。

マイナンバーカードの再発行については、後日、来庁時に手続き（申請サポート）を行っていただく予定です。

4 再発防止策

戸籍・住民基本台帳事務の事務処理についてのマニュアルを職員間で再度、周知・徹底し、再発防止に努めます。